平成30年10月16日 30練健健第1366号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区健康インセンティブ事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めることにより、区民一人ひとりが「自らの健康は自らが作る」という意識を持ち、それぞれの年齢、健康状況等に応じて、主体的に健康づくりを進めることができるよう支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 健康インセンティブ 健康づくりに取り組んだ者に対して報奨物を提供し、健康づくりの取組への支援を行うことをいう。
 - (2) 練馬健康管理アプリ 練馬区(以下「区」という。)が製作した区民の健康づくりを支援するための機能を備えるスマートフォン用アプリケーションソフトであって、区がコンテンツの管理運用を行うものをいう。
 - (3) ねりまちてくてくサプリ 練馬健康管理アプリの名称をいう。
 - (4) 健康キャンペーン ねりまちてくてくサプリのキャンペーン機能を活用して行う健康インセンティブに係るキャンペーンをいう。
 - (5) 健康条件 健康キャンペーンで設定する、一定期間における歩数に関する条件をいう。

(事業内容)

第3条 事業は、健康条件を満たしたねりまちてくてくサプリの利用者(以下「アプリ利用者」という。)に、健康インセンティブとして事業に協力する団体(以下「協力団体」という。)から報奨物を提供し、アプリ利用者の健康づくりの習慣化を促すものとする。

(報奨物の内容)

- 第4条 前条の報奨物は、つぎの第1号から第3号までのいずれかの条件および第4号の 条件を満たした商品またはサービスとする。
 - (1) 健康増進に寄与するものであること。
 - (2) 区と協働で実施している事業に関連するものまたは区の媒体で周知されているものであること。
 - (3) 地域の活性化につながるものまたは地域性のあるものであること。
 - (4) 報奨物自体が目的とならない程度の金銭的価値であること。
- 2 協力団体は、前項の商品またはサービスを、継続的な健康づくりへの意欲を高めるため

の賞賛、励ましとともに、提供しなければならない。

(協力団体の対象)

第5条 協力団体の対象は、区の区域内に存する飲食店、小売店等の店舗、商店街、商店会 および農園ならびに民間企業等とする。

(協力団体の事業への参加)

- 第6条 協力団体として事業への参加を希望する者(以下「申込者」という。)は、ねりまちてくてくサプリ健康キャンペーン協力申込書(第1号様式または第2号様式。以下「申込書」という。)により、区長に申し込まなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により申込みがあったときは、第10条に規定する参加選定委員会 (同条を除き、以下「委員会」という。)においてその内容を審査し、事業への参加の可 否を決定するものとする。
- 3 区長は、前項の審査により事業への参加を認めたときは、申込者に、ねりまちてくてく サプリ健康キャンペーン協力内容確認書(第3号様式または第4号様式。以下「確認書」 という。)を交付するものとする。
- 4 前項の規定により事業への参加を認められた者(以下「参加者」という。)は、事業への協力期間の終了後または第8条第3号の規定により事業への参加を辞退した後において再度事業への参加を希望する場合は、第1項の規定により、改めて申込書を提出するものとする。この場合において、申込書における協力内容が過去に委員会において審査したものと同一であるときは、区長は、第2項の委員会の審査を省略することができる。

(申込内容の変更)

第7条 区長は、申込者から申込内容の変更の申出があったときは、委員会において審査の 上、申出を受け付ける。

(参加決定の取消し)

- 第8条 区長は、参加者がつぎの各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員会において審査の上、前条第3項の規定による事業への参加の決定を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により事業への参加の決定を受けたとき。
 - (2) 災害その他の理由により事業への協力ができなくなったとき。
 - (3) 参加者からねりまちてくてくサプリ健康キャンペーン参加辞退届出書(第5号様式)の提出があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協力団体として適当でないと区長が認めたとき。 (事業の対象となるアプリ利用者)
- 第9条 健康条件を満たしたアプリ利用者は、所定の手続を行うことにより協力団体が事前に指定した受取場所等の条件に基づき、報奨物の提供を受けることができる。

(参加選定委員会)

第10条 申込者の事業への参加の可否を審査するため、参加選定委員会を設置する。

(委員会の構成)

- 第11条 委員会は、委員長および委員をもって構成し、つぎに掲げる職にある者をこれに充 てる。
 - (1) 委員長 健康推進課長
 - (2) 委員 健康推進課健康づくり係長
 - (3) 委員 健康推進課健康づくり係員(3名以内)
- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 申込者の事業への参加の可否は、委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。この場合において、委員会に出席できない委員は、あらかじめ選定についての意見を事務局に述べるものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴く ことができる。
- 5 委員会の事務局は、健康部健康推進課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月21日から施行する。